■景観形成基準に対する措置状況説明書（工作物）【神田地域】

|  |
| --- |
| 基準 |
| ○周辺の主要な眺望地点（道路、河川、公園など）からの見え方を検討し、周辺の建築物群で構成されるスカイラインと調和を図ること。 |
|  |
| ○擁壁は、圧迫感を感じさせないよう長大な壁面は避けること。 |
|  |
| ○外装の色彩は、別表１及び２の基準に適合すること。※高さ60ｍ以上の工作物については、景観まちづくり計画p62　別表3-2の色彩基準にも適合する必要がある。 |
|  |
| ○建築物と一体となる工作物は、景観まちづくり計画p52,53　6.1建築物の景観形成基準を適用すること。 |
|  |

■別表１　色彩定性基準

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 基準 |
| 色彩 | ◆大学等の集積、古書店街や電気街などの特徴のある業種の集積、歴史的建造物等を活かした飲食店など、様々な様相を活かしながら、まちの背景を構成する要素として全体から突出しすぎない低・中彩度の色彩を用いること。 |
|  |
| ◆通りに並ぶ建物同士の関係を重視した調和感のある色彩を用いること。 |
|  |
| ◆強調色やアクセント色を用いる場合は、周辺の街並みの雰囲気を妨げないよう配慮し、できるだけ低層かつ小さな面積で効果的に用いること。やむを得ず中高層で用いる際には線状にするなど圧迫感を与えぬよう配慮すること。 |
|  |
| ○壁面で用いる色数は過多にならないように配慮すること。 |
|  |
| ◆通りに面し隣接する建物や周辺との調和に配慮し、何らかの共通項により連続性やまとまり感を見出す工夫を行うこと。 |
|  |
| ○主要通りや商業エリアにおいては、通りごとに低層のにぎわいと中高層の落ち着きの両立を考慮し、連続性が感じられるような工夫を行うこと。 |
|  |
| ○歴史的建造物等や地域のシンボルとなる樹木など、景観資源に近接する場合は、それらの色彩との調和を図るとともに、景観資源の存在を引き立てる落ち着いた色彩や配色とすること。 |
|  |